

令和7年度保育のしおり



目次

1.	保育所等を利用するにあたって	1
2.	保育を必要とする事由・認定	1
3.	保育所等利用までの流れ	3
4.	「保育時間」について	4
5.	利用者負担額（保育料）について	5
6.	必要な書類について	6
7.	その他	9
8.	ホームページ・参考資料	10



1. 保育所等を利用するにあたって

(1)平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」においては、保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要があります。時津町では保育所等利用の申込手続きと併せて認定申請を受け付けています。

2. 保育を必要とする事由・認定

(1)子どもの保護者のどちらかが次の項目のどれかに該当し、「子どもの保育が必要である」と認められる場合に限り、保育所等を利用することができます。

事由	保護者の状況	利用できる期間	保育の必要量
① 就労	月64時間以上の就労をしており子どもの保育が困難な状態 (パートタイムや居宅内労働をしている場合も含む)	就労が継続している間	保育標準時間 又は 保育短時間
② 妊娠・出産	母が出産前後であり子どもの保育が困難な状態	産前12週間前の日の属する月初め～産後24週間後の属する月終わりまで	保育標準時間 又は 保育短時間
③保護者の 疾病・障がい	病気やけが、障がいなどにより子どもの保育が困難な状態	疾病等が回復するまで	保育標準時間
④親族の 介護・看護	親族を常に介護・看護することが必要であり、子どもの保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで	保育標準時間 又は 保育短時間
⑤災害復旧	地震、火災などの災害復旧にあっている状態	復旧が終了するまで	保育標準時間
⑥求職活動	就労する意思があり、求職活動により子どもの保育が困難な状態	入所希望月から90日間	保育短時間
⑦就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している状態	就学期間中	保育標準時間 又は 保育短時間
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると町が認める場合	必要な期間	保育標準時間
⑨育児休業中の 継続入所 (就労を理由 に入所中の方)	育児休業の期間が育児休業を取得する児童の1歳の誕生日の前日までの場合	育児休業を取得する子が1歳を迎える日の月末まで	保育短時間

(2) 保育の必要性の認定

ア 保育所等を利用するにあたり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定の区分は、下表のように年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。

《認定区分》

認定区分	対 象	利用対象施設	申込方法
1号認定	満3歳以上 保育を必要としない子ども	幼稚園 認定こども園	各施設へ直接 申し込み
2号認定	満3歳以上 保育が必要な子ども	保育所 認定こども園	時津町福祉課 へ申し込み
3号認定	満3歳未満 保育が必要な子ども	保育所 認定こども園など	

イ 認定を受けた方には、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」（以下「支給認定証」）が交付されます。

ウ 支給認定証は「利用調整結果」の通知と一緒に郵送いたします。（利用調整の結果にかかわらず、申し込みした方全員に支給認定証が発行されます。）

(3) 利用調整（利用の選考） （利用調整の基準は11・12ページに掲載）

ア 保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を点数化し、その点数の高い方から順に、希望の保育所等の受入可能な子どもの数を基に、利用する保育所等を公平に判定します。

イ 選考の結果については、「利用調整結果通知書」を郵送し、お知らせします。

(4) 入所できなかった場合（待機）

ア 一度受付をした保育所等の利用申込で、町内保育所を希望する方は、その年度内（次の3月まで）は有効ですので、毎月申し込む必要はありません。

イ 保育所等利用の必要が無くなった場合には「保育所等利用申込取下書」を提出してください。

ウ 待機通知は待機になった初回のみの発行になります。それ以降は利用が決定した場合に、決定通知書を送付します。

(1)令和7年(2025年) 4月入所の場合

受付期間：令和7年1月6日（月）～令和7年2月28日（金）まで
（1月6日～1月31日までを1次受付、2月3日～2月28日までを2次受付とします）
※2次受付までありますが、原則1次受付分を優先して利用調整します。



認定：子どもの年齢・保育を必要とする事由や就労等の時間に応じて認定を行い、保育の必要量を決定します。

利用調整：利用調整基準に基づき、優先度を決定します。優先度の高い順に、保育所等と利用調整を行います。



利 用 可：決定した保育所等に連絡し、利用開始に備え、手続きを行ってください。

利用不可：保育所等の利用は待機となります。当該年度中は毎月利用調整を行いますので、改めて支給認定申請書の提出は必要ありません。

.....

受付期間：入所希望月初日の3ヶ月前から2ヶ月前の月末まで
例) 令和7年(2025年)6月1日から入所希望の場合の受付期間
令和7年(2025年)3月1日～令和7年(2025年)4月30日まで



利 用 可：決定した保育所等に連絡し、利用開始に備え、手続きを行ってください。

利用不可：保育所等の利用は待機となります。当該年度中は毎月利用調整を行いますので、改めて保育所利用申込書の提出は必要ありません。

3

4. 「保育時間」について

(1) 保育所等の開所時間は、基本的に11時間です。

(2) 利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内です。

(3) 「保育を必要とする事由」の状況及び保育の必要量によって、下表のように保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

これに沿って保育所等を利用できる時間や、利用者負担額（保育料）が決められます。

(4) 保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

(5) 「保育の必要量の区分」は、「保育の必要性の区分」とセットで認定されます。

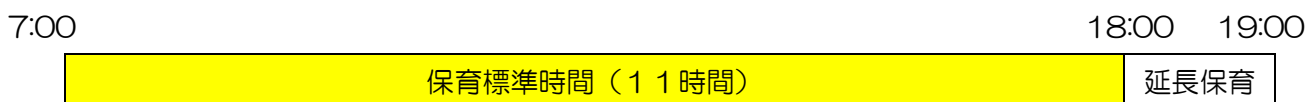
（例：「2号認定－保育標準時間」、「3号認定－保育短時間」）

《保育の必要量の区分》

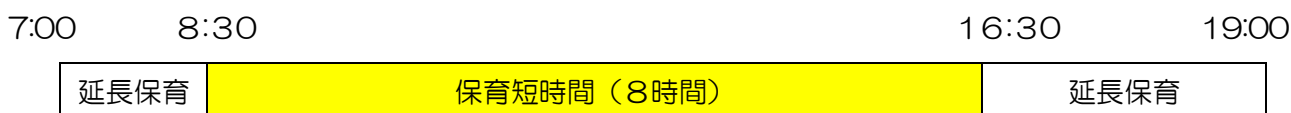
区 分	利用できる時間
保育標準時間	1日最大 11時間
保育短時間	1日最大 8時間

《利用時間のイメージ》 開所時間 7:00～19:00 の場合

◎保育標準時間で認定を受けた場合



◎保育短時間で認定を受けた場合



※この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、施設によって異なる場合がありますので、ご注意ください。

※延長保育料については、実施施設で別途料金を定めています。

5. 利用者負担額（保育料）について

(1) 保育所等の利用にかかる利用者負担額（保育料）はお子さんの認定区分・お子さんの年齢・保護者（父母等）の市町村民税額を基に算定します。具体的な保育料については、別紙「時津町利用者負担額（月額保育料）」でご確認ください。

(2) 決定した保育料は文書で通知します。

(3) 毎年9月分からが保育料の切替時期です。

4月分～8月分までの保育料は前年度の市町村民税を基に、9月分～翌年3月分までの保育料は当年度の市町村民税を基にそれぞれ算定します。

【利用者負担額（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度の市町村民税を基に算定					当年度の市町村民税を基に算定(9月に変更)						

※公立保育所と民間保育所で保育料に違いはありません。

※長期欠席の場合も、保育所等に在籍している場合は通常料金を納付していただきます。

※月途中で入退所した場合のみ日割り計算します。

(4) 保育料の納付について

ア 保育所（園）保育料は時津町へ納付、認定こども園（保育園部分）及び小規模保育事業は施設へ直接納付します。

イ 保育所（園）保育料のお支払いは「口座振替（引き落とし）」が原則です。口座振替は毎月２８日（振替日が休日の場合はその翌日）に口座振替いたします。

ウ 保育料の滞納がある場合、利用調整時の点数が減点されます。

エ 保育料を滞納すると滞納処分として給与等財産の差押をすることもありますので、必ず納期限までに納付してください。納期限までの納付が難しい場合は事前に時津町役場福祉課までご連絡をお願いします。

(5) 保育料の無償化について

ア 令和元年5月の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の成立に伴い、令和元年10月以降、4月1日時点で満3歳に到達している2号認定子ども及び住民税非課税世帯の3号認定子どもの保育料については無償となっています。

イ 保育料が無償となる2号認定子どもについても、主食費（お米・麺・パン等）及び副食費（おかず等）、教材料費、行事費などは通所（園）している保育所（園）に直接お支払いしていただきます（各施設で金額が異なります）。ただし、副食費については住民税所得割額57,699円以下世帯（ひとり親世帯等にあっては77,100円以下）及び第3子以降の子どもに限り免除されます。

ウ 子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、時津町独自に、令和6年4月以降、第3子以降の0歳児から2歳児クラスのすべての子どもの保育料が、令和7年4月以降、小学校就学前の範囲において、幼稚園や保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に、第2子の保育料が無償化となっています。

6. 申し込みに必要な書類

(1) 保育所等の利用申込にあたっては、次の書類が必要です。

ア 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書

利用を希望する子どもごとに提出してください。

※世帯全員分の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

イ 申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）確認書類及び身分証明書

個人番号（マイナンバー）が記載された申請書を提出する際、番号確認及び本人確認が必要となります。個人番号カードをお持ちの方は個人番号カード、個人番号カードをお持ちでない方は通知カード及び運転免許証などの身分証明書を受付窓口で確認させていただきます。

ウ 保育所等利用申込書兼児童台帳

利用を希望する子どもごとに提出してください。

なお、令和7年4月以降より、育児休業給付金の支給対象期間延長に係るお手続きで、保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写しが必要となります。役場へ一度提出いただいた申込書は原則おだしできませんので、提出前に各自でご準備等をお願いいたします。

育児休業給付金の支給対象期間延長に係る詳しいお手続きにつきましては職場、またはハローワークへお尋ねください。

エ「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育が必要な理由		保育が必要なことを証する書類
就労	常勤、パート 契約社員等	☐ 就労証明書 (1月64時間以上の就労であることが必要です。)
	自営業 自営専従者 内職	☐ 就労証明書および、以下■に該当する書類をいずれか一つ ■確定申告書の写し ■公的機関が発行する営業許可証 ■個人事業開始届の控え ■当該事業に必要な資格証(開業事実記載有) ■業務委託契約書(契約内容・取引先名がわかるもの)等
妊娠・出産		☐ 母子手帳の写(表紙と分娩予定日が記載されている部分が必要です。)※注
保護者の疾病・障がい		☐ 医師の診断書 ☐ 身体障害者手帳等 どちらか一つ
親族の介護・看護		☐ 保育を必要とする申立書(介護・看護)
災害復旧		☐ り災証明書
求職活動		☐ 求職活動申立書および、以下■に該当する書類をいずれか一つ ■ハローワークカード ■雇用保険受給資格者証 ■就職あっせん機関登録画面等
就学		☐ 在学証明書

◎保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。

◎保護者以外の18才以上65歳未満の同居者がお子さんの保育ができない場合は、その方の「保育が必要なことを証する書類」を提出してください。提出のない場合は保育可能な同居者とみなされ、利用調整のポイントが減となります。

※注 妊娠・出産で入所決定した場合、施設利用は産後24週間後の日の属する月末までの期間に限り、育休取得による期間延長はできません。既認定期間後の復職等により継続して同施設利用を希望する場合には、その事由に係る証明書類を添付し再度利用申込みが必要となります。この場合、他に優先度が高い方がいた場合には継続利用ができず退所となることがあります。



オ 利用者負担額（保育料）を算定するための資料

○下表の対象者に該当する方は必要書類を提出してください。

○児童の扶養状況によっては、同居親族についても提出が必要になる場合があります。

対 象 者	提出書類	備考
ひとり親世帯	ひとり親家庭 とわかる書類	児童扶養手当証書、母子・父子の福祉医療 受給者証など
同一世帯内に障がいのある方がいる世帯	障がいを証明 する書類	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳など
同一世帯に幼稚園等に 通園している兄弟姉妹 がいる世帯	在園証明書等 障害児通所受 給者証 ※在籍が確認で きるもの	私学幼稚園等（支給認定を必要としない幼 稚園）に通っている兄弟姉妹がいる場合に 提出してください。

所得・課税証明書について

○令和6年1月1日に時津町に住民票がある方で、未申告ではない方（課税状況が分かる方）は所得・課税証明書の提出は不要です。

○令和6年1月2日以降に時津町に転入された方でも、個人番号（マイナンバー）による情報連携により、所得・課税証明書の提出を省略できるようになりました。

ただし、個人番号が不明な場合や、情報連携に基づく住民税課税額の照会が行えなかった場合などは所得の確認ができませんので、後日所得・課税証明書の提出を求める場合があります。

利用者負担額（保育料）算定に関する注意事項

○未申告の方

未申告の場合は課税状況が把握できないため、収入がなかった方についても、その旨、時津町役場税務課にて申告をする必要があります。

○利用者負担額を算定するために必要な書類が未提出等の場合

利用者負担額を算定するために必要な書類が未提出又は未申告等課税状況が確認できない場合は算定できないため最高額となります。その場合は必要書類ご提出後に再度利用者負担額の算定を行います。

口座振替納付依頼書（保育所（園）を希望の方のみ）

○保育所（園）を利用される方は口座振替による保育料納付の口座登録手続きが必要です。口座振替登録ハガキを郵送するか時津町役場福祉課窓口へ提出してください。既に入所（園）されている兄弟姉妹で口座登録がお済みの方は別途、「時津町保育料口座振替口座の登録依頼書」の提出をお願いいたします。

7. その他

(1) 時津町外の保育所等を希望される方について

ア 時津町に住民票がある方が時津町外の保育所等を希望する場合も、時津町で利用申込をしていただき、自治体間で協議を行います。そのため、通常の利用申込より時間がかかる場合があります。

イ 各市町によって申込の締切日が異なりますので、事前にご確認のうえ、余裕を持って申込をしてください。

※町外保育所等の利用を申し込むには、保育所所在市町に保護者の勤務先があることや、里帰り出産に伴う居住地があることなどの条件があります。

(2) 長期欠席について

ア 保育所等を長期間欠席する場合は保育所・時津町役場福祉課へご連絡ください。欠席が長期間になる場合は、いったん退所していただく必要があります。

※欠席が2週間を超える場合（児童の入院等）は一度ご相談ください。

(3) 家庭状況の変更に伴う報告について

利用申込後に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに時津町役場福祉課に届け出てください。

- ① 住所・氏名に変更があった場合
- ② 就職・転職・退職した場合
- ③ 妊娠・出産、育児休業を取得する場合
- ④ 時津町外へ転出する場合
- ⑤ その他家庭状況に変更があった場合（保護者の婚姻、離婚等）

※届出がない場合、退所していただく場合があります。

(4) 退所について

ア 保育所等を退所する場合は、退所する日の前日までに時津町役場福祉課に「保育所等退所届」を提出してください。「保育所等退所届」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくことになる場合がありますので、ご了承ください。

イ 保育所等にも退所する日を連絡してください。

8. ホームページについて

●保育所等の利用について



●様式ダウンロード

保育所等申込書

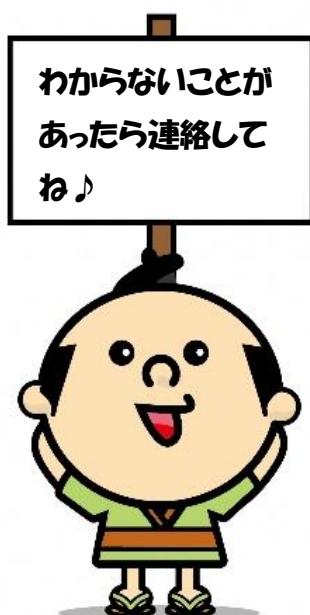


添付書類



問い合わせ先：時津町役場 福祉課 児童福祉係

住所：時津町浦郷 274 番地 1 電話：095-882-4533



時津町利用調整基準

(1) 基本点数表

事由	細目	保育を必要とする理由・状況	基本点数
①就労	居宅外 就労	週4日以上かつ1日8時間以上働いている	8
		週4日以上かつ1日6時間以上働いている	7
		週4日以上かつ1日4時間以上働いている	5
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている	3
	居宅内 就労 (自営業)	主たる従事者（営業主）である	8
		父等営業主に協力して従事し、週4日以上かつ1日8時間以上働いている	8
		父等営業主に協力して従事し、週4日以上かつ1日6時間以上働いている	7
		父等営業主に協力して従事し、週4日以上かつ1日4時間以上働いている	5
	居宅内 就労 (内職)	父等営業主に協力して従事し、上記には該当しないが、月64時間以上働いている	3
		メーカー等に委託され、1日8時間以上自宅で製造加工等に従事している	6
②妊娠・出産		母が出産又は出産予定日の前後各8週間（多胎妊娠の場合は前12週間、後8週間）の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合	9
		母が出産又は出産予定日前12週間又は出産後24週間の期間（上記の期間を除く。）にあって、出産の準備又は休養を要する場合	4
③保護者の 疾病・ 障害	疾病等	疾病等のため概ね1月以上入院する場合（入院）	9
		疾病等のため、保育に支障がある場合（自宅療養）	8
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	9
		身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	8
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	7
④同居親 族等の介 護・看護	疾病等	疾病等のため概ね1月以上入院する同居親族を介護している	9
		疾病等のため、自宅療養中の同居親族を介護している	7
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている同居親族を介護している	8
		身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けている同居親族を介護している	7
		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けている親族を介護している	6
⑤災害・復旧		災害等により、家屋等が失われ、復旧にあたっている場合	10
⑥求職活動		求職活動のため、児童の保育ができない場合	3
⑦就学		職業訓練校、専門学校、大学等に就学している	6
⑧虐待・DV		町長が特に保育が必要な状態であると認める場合	※
⑨その他市町村 が認める場合		別居親族の入院・療養等の介護のため、保育ができない場合	7
		上記①～⑧に類する状態であると町長が認める場合	3～10

備考

- 「※」については、時津町保育の利用に関する規則第4条第2項の規定に基づき、当該児童・世帯の状況に応じて、点数を付けずに別途判断する。
- 父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。

(2) 調整点数表

以下に該当する場合は、「(1) 基本点数」に加点(減点)します。

区分	状況	点数	備考
世帯の状況	ひとり親世帯	10	注
	生活保護世帯であって、就労による自立支援につながると判断される場合	5	
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5	
	町内保育所等で勤務する保育士及び看護師が、保育所等の利用を希望する場合	2	
	町外保育所等で勤務する保育士及び看護師が、保育所等の利用を希望する場合	1	
	児童虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	※	
	同居の65歳未満の親族が児童を保育できる場合	-5	
児童の状況	既に兄弟姉妹(多胎児を含む)が利用している保育所等の利用を希望する場合	3	
	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時に利用申込みをする場合 (3人同時の場合は2点、以降一人増えるごとに1点を加点)	1	
	児童が障がい有する場合	2	
	地域型保育事業等の卒園児で、連携施設への入所を希望する場合	10	
	地域型保育事業等の卒園児で、連携施設以外への入所を希望する場合	5	
	産前・産後休暇又は育児休業取得時に保育所等を退所した児童が、保護者の復職時に、退所した保育所等への利用申込みをする場合	2	
	既に保育所等に入所している児童が利用施設の変更申込みをする場合 (管外施設、地域型保育事業等からの変更申込み及び兄弟姉妹(多胎児を含む)が利用している保育所等への変更申込みを除く。)	-3	
保育料	保育料の滞納がある場合	-10	
その他	上記に類する状態にあると町長が認める場合	10~-10	

備考 ○「※」については、時津町保育の利用に関する規則第4条第2項の規定に基づき、当該児童・世帯の状況に応じて、点数を付けずに別途判断する。

○「注」については、保育所・認定こども園・小規模保育事業所といった保育の受入を行っている施設で勤務されている場合にのみ加点対象とする。

(3) 同一点数時の順位表

「基本点数」+「調整点数」が同一点数で並んだ場合は、以下の順により、利用する児童を決定します。

1	当該保育所の希望順位が高いもの
2	基本点数が高い順
3	養育している子どもが3人以上いる世帯(※)
4	保護者の月あたりの平均勤務時間がより長いもの
5	基準日から過去1年間の保育料について納期限を過ぎて納付したことが無いもの
6	前年度(利用者負担額切替後は当該年度)市町村民税所得割額の低い世帯 ※同額の場合は、収入の低い世帯を優先
7	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに入所待ちしている期間が長いもの

※養育とは、同居し、監護することをいう。子どもとは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。



『待機通知』が必要な方（育児休業給付金の延長を希望する方）へ

育児休業給付の延長事由の一つは、『育児休業対象児の認可保育所での保育を希望し、利用申込みはしているが、その子が1歳になる日以降、定員超過等の理由により、待機（入園(所)待ち）となっている状態であること』です。

- ・待機通知が発行されるには、下表のように**利用希望月の2～3カ月前までには利用申込みが必要**です。
- ・申込みが遅れると、入園(所)の処理ができず、選考にかけることができませんので、ご注意ください。
- ・待機通知は、原則、初回選考時しか発行しませんので、取扱いに注意してください。



＜例：お子さんが1歳になるまで育児休業期間をとっている方の場合＞

お子さんの誕生日※1)	1歳になる月 (利用希望月)		利用申込み時期※2)	選考時期	選考結果通知発送 (入園(所)決定or待機) (※3)
4月2日 ～ 5月1日	4月	→	1月初日 ～ 1月末	2月中旬頃 4月入園(所)分第1次選考	2月中旬 ～ 3月下旬
		→	2月初日 ～ 2月末	3月中旬頃 4月入園(所)分第2次選考	3月中旬 ～ 下旬
5月2日 ～ 6月1日	5月	→	2月初日 ～ 3月末	4月中旬頃	4月中旬 ～ 下旬
6月2日 ～ 7月1日	6月	→	3月初日 ～ 4月末	5月中旬頃	5月中旬 ～ 下旬
7月2日 ～ 8月1日	7月	→	4月初日 ～ 5月末	6月中旬頃	6月中旬 ～ 下旬
8月2日 ～ 9月1日	8月	→	5月初日 ～ 6月末	7月中旬頃	7月中旬 ～ 下旬
9月2日 ～ 10月1日	9月	→	6月初日 ～ 7月末	8月中旬頃	8月中旬 ～ 下旬
10月2日 ～ 11月1日	10月	→	7月初日 ～ 8月末	9月中旬頃	9月中旬 ～ 下旬
11月2日 ～ 12月1日	11月	→	8月初日 ～ 9月末	10月中旬頃	10月中旬 ～ 下旬
12月2日 ～ 1月1日	12月	→	9月初日 ～ 10月末	11月中旬頃	11月中旬 ～ 下旬
1月2日 ～ 2月1日	1月	→	10月初日 ～ 11月末	12月中旬頃	12月中旬 ～ 下旬
2月2日 ～ 3月1日	2月	→	11月初日 ～ 12月末	1月中旬頃	1月中旬 ～ 下旬
3月2日 ～ 4月1日	3月	→	12月初日 ～ 1月末	2月中旬頃	2月中旬 ～ 下旬

【注意事項】

(※1) **誕生日が1日**の場合は、**誕生月のひと月前の待機通知が必要**です。

月途中の入園(所)初日を設定し、慣らし保育(最長14日間)をとることができるのは育児休業明けの方のみです。

上記以外の理由の方は、**入園(所)希望月の初日が入園(所)開始日**となりますので、お子さんが環境に慣れるための**慣らし保育の期間(入園(所)時から数日間)**があることも考慮して、**職場復帰日**を検討してください。

(※2) 利用申込み書類に不備等があり、利用申込みの時期に間に合わない場合は、希望月の入園(所)ができなくなります。

入園(所)希望月の2～3カ月前から利用申込みはできますが、月末が休祝日等の場合の締め切り日は、前開庁日です。

(※3) 町内保育所入園(所)希望の方の選考結果通知発送は、中旬頃の発送予定、町外(広域)保育所入園(所)希望の方は、下旬(月末)頃の発送予定です。

お電話での選考結果についてのお問い合わせは受け付けておりません。

※※育児休業給付金の申請等の詳細については、ご自身の勤務先かハローワークへお尋ねください。※※

